

国民年金第3号被保険者の届出

昭和61年4月から新国民年金制度が施行され、組合員（任意継続組合員を除く。以下同じ。）に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者は、第3号被保険者として国民年金に加入し、将来、自身の年金を受給できるようになりました。

第3号被保険者になると国民年金保険料を自身で納める必要はなく、共済組合が拠出金という形で負担する仕組みとなっています。その代わりに、共済組合へ届出をする必要があり、その届出により、共済組合が本人に代わって日本年金機構（年金事務所）へ手続を行います。

この届出を怠ると、自身で国民年金（第1号被保険者）へ加入して保険料を納めなければならないなったり、将来、国民年金を受給できなくなったりしますので、必ず届出をしてください。

1 被扶養者認定時の届出

組合員が、20歳以上60歳未満の配偶者を被扶養者として認定申告（組合員の他共済組合又は公立学校共済組合他支部からの転入に伴う認定申告を含む。）するときは、認定申告関係書類と併せて、次の表に掲げる書類を、組合員の所属所を通じて共済組合へ提出してください。

| | |
|------|---|
| 提出書類 | ・国民年金第3号被保険者関係届 ※「届出人」欄は被扶養配偶者の氏名を記入、「事業主等受付年月日」欄は所属所で受付印を押印 ・被扶養配偶者の年金手帳の写し又は基礎年金番号通知書の写し （基礎年金番号が確認できる書類、所属所長の原本証明は不要） |
|------|---|

- (注) 1 任意継続組合員の20歳以上60歳未満の被扶養配偶者は、自身で国民年金（第1号被保険者）へ加入して保険料を納める必要があります。
2 20歳未満で共済組合の被扶養者として認定された配偶者は、20歳に達したときに、上の表に掲げる書類を提出してください。

2 被扶養者認定取消し又は組合員の退職等に伴う被扶養者資格喪失時の届出

(1) 第3号被保険者に該当しなくなった旨の届出

組合員が、20歳以上60歳未満の被扶養配偶者の認定を取り消すとき（組合員の退職等に伴い被扶養者資格を喪失するときを除く。）は、取消申告関係書類と併せて、次の表に掲げる書類を、組合員の所属所を通じて共済組合へ提出してください。

| | |
|------|---|
| 提出書類 | ・国民年金第3号被保険者関係届（被扶養配偶者非該当届、死亡の場合は死亡届） ※「届出人」欄は被扶養配偶者の氏名を記入、「事業主等受付年月日」欄は所属所で受付印を押印 |
|------|---|

(2) 第1号被保険者への種別変更の届出

被扶養者認定取消し（組合員の退職等に伴う被扶養者資格喪失を含む。）に伴い、第3号被保険者に該当しなくなったときは、配偶者自身で国民年金へ加入（第1号被保険者へ種別変更）して、保険料を納める必要があります。届出方法等については、居住地の市区町村の国民年金担当窓口へ問い合わせてください。ただし、配偶者が、第3号被保険者資格喪失後、1日も空けずに、就職又は雇用条件等の変更により、勤務先事業所において被用者年金制度（厚生年金制度、共済年金制度）及び公的医療保険制度（健康保険制度）へ加入したときは、併せて国民年金（第2号被保険者）へ加入することになりますので、第1号被保険者への種別変更届出は不要です。

被扶養配偶者が、勤務先事業所で被用者年金制度及び公的医療保険制度へ加入したときは、勤務期間や収入金額にかかわらず、共済組合の被扶養者及び国民年金第3号被保険者の資格を喪失するので、組合員は必ず被扶養者の認定取消手続をしてください。

3 第3号被保険者が住所を変更したときの届出

次の表に掲げる書類を、組合員の所属所を通じて共済組合へ提出してください。

| | |
|------|--|
| 提出書類 | ・国民年金第3号被保険者住所変更届 ※「届出人」欄は被扶養配偶者の氏名を記入 |
|------|--|

被扶養者を取消するとき

被扶養者として認定されている者が次に該当するときは、被扶養者としての要件を欠くこととなりますので、速やかに認定取消手続を行ってください。

なお、この手続を怠り、資格喪失後に被扶養者証を使用したときは、共済組合が負担した医療費等の全額を組合員に返納していただきます。

- 1 就職又は雇用条件等の変更により、勤務先において他の公的医療保険制度の保険証を交付されたとき。(注) 収入金額にかかわらず取消しになります。
- 2 収入が年額130万円（障害を事由とする公的年金等受給者及び60歳以上の公的年金等受給者にあつては180万円。以下「認定限度額」という。）以上あるとき
 - (1) パート・アルバイト勤務等の3か月を超える雇用で次のいずれかに該当するときは、認定限度額以上となくとも取消しになります。
 - ア 雇用契約で、明らかに月額108,334円以上（公的年金等受給者については15万円。以下同じ。）の収入が見込まれるとき
 - イ 月額が不定で、108,334円以上の収入のある月が3か月連続したとき
 - (2) 公的年金等受給者の収入には、年金収入のほか、その他の収入を含みます。
(注) 年金収入には、農業者年金、企業年金、個人年金等を含みます。
 - (3) 年金等の受給者で、増額改定により認定限度額以上になったときは、改定通知書等を受領した日から取消しになります。
 - (4) 事業所得者、不動産所得者、農業所得者等で、年間の総収入額から共済組合が認めた必要経費を控除した額が認定限度額以上となったときは、確定申告を行った日（税務署受付日又は確定申告書の郵送日）から取消しになります。
(注) 共済組合が認める必要経費は、所得税法上の取扱いとは異なりますので、詳細は共済組合へ問い合わせてください。
 - (5) 株等の譲渡収入がある場合は、譲渡価額から取得価額を差し引いた額を収入とみなします。
- 3 雇用保険の失業等給付を受給しているとき（月額3,612円以上受給している間）
- 4 離婚、結婚又は死亡したとき
- 5 同居を要件とする者（配偶者の父母、伯（叔）父母等）が組合員と別居したとき
- 6 組合員が主たる生計維持者でなくなったとき（被扶養者について組合員以外の者が国や地方公共団体から扶養手当等を受給するようになったとき、別居の被扶養者に対して生計費を送金しなくなったとき等）
- 7 長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の被保険者になったとき
(注) 1 75歳の誕生日を迎える被扶養者については、共済組合から取消手続について通知します。
2 長寿医療制度（後期高齢者医療制度）については、被扶養者が居住している市町村から案内があります。

被扶養者の取消

| | |
|------|---|
| 提出書類 | <ul style="list-style-type: none"> ・被扶養者取消申告書〔整理番号10〕 ・被扶養者証等 ・国民年金第3号被保険者関係届 （被扶養者配偶者非該当届、60歳未満で死亡した場合は死亡届） ・取消しの要件を備えた事由及び年月日の確認ができるもの （取消しの要件により提出する書類が異なりますので、下記一覧表を参考にしてください。） |
|------|---|

表：取消しの要件を備えた事由及び年月日を確認する書類一覧

| 被扶養者の取消要件 | 主な提出書類 |
|--------------------------|--|
| 就職のとき | 就職先の被保険者証の写し又は就職辞令等就職日の確認できる書類 |
| 結婚（離婚）のとき | 婚姻（離婚）届受理証明書又は戸籍抄本等の婚姻（離婚）日の確認できる書類 |
| 死亡のとき | 戸籍抄本又は死体埋火葬許可証等 |
| 扶養者変更のとき | 扶養順位協議決定書〔整理番号16〕 |
| 別居のとき（同居が要件の者） | 住民票謄本 |
| 雇用保険受給のとき | 雇用保険受給資格者証の写し（1～4面、1回目の給付が記載されたもの） |
| 所得超過のとき | <ul style="list-style-type: none"> ・給与収入者（アルバイト等）～雇用及び給与支給証明書〔整理番号13〕 （雇用形態と月ごとの収入状況が分かるもの） ・年金受給者～年金証書・改定通知書等の写し又は送金案内書の写し （余白に通知書の届いた日を記入すること。） ・事業所得者等～確定申告書の写しおよび収支内訳書の写し |
| 事業所で健康保険証等が交付されたとき | 被保険者証の写し |
| 長寿医療制度（後期高齢者医療制度）加入によるとき | <ul style="list-style-type: none"> ・75歳になったときは不要 ・一定の障害認定を受けたときは被保険者証の写し |

- (注) 1 写しを添付するときは、所属所長の原本証明をしてください。
2 上記提出書類の他に、必要な書類の提出を求めることがあります。

